

公示番号：170677

国名：ラオス

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト（メタファシリテーション）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：メタファシリテーション
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月下旬から2017年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.70M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：
国内準備 5日、現地業務 21日、国内整理 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月20日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年10月3日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 16点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 8点

類似業務	メタファシリテーション技術の指導業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス国サバナケット県は国内第一の人口を擁する県であり、タイ及びベトナムに近接した立地から国外市場にも近く、生産拠点としての優位性が高いことから、先行案件「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト（PIAD）」（2010年～2015年）を実施し、①「参加型」による農家の主体的な水路整備および維持管理を促進し、②コメの生産性向上やコメ以外の作物販売振興として園芸作物の栽培技術も含めた技術指導を行い、さらに、③水利費の徴収や財務管理、農地台帳の整備などを通して農家組織の強化を行った。これら一連の灌漑整備・水管理、栽培技術向上および農民組織強化の3つの活動要素を、行政の支援のもと、農家主体で実施する「PIADモデル」として確立した。

しかしながら、「PIADモデル」を発展的かつ持続的に実施するためには、従来の中央主導型ではなく、県が主導して①農林局及び関係部局の連携強化を行い、②国や県から配分される開発予算の適性化を図り、③農家による「PIADモデル」の実践力を強化し、④高付加価値農産物生産に向けた行政サービス強化に包括的に取り組む「参加型農業」として振興することが必要である。このような認識に基づき、「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）が2017年6月末より開始されている。

本プロジェクトで取り組む農家による「PIADモデル」の実践力の強化や、高付加価値農業生産にむけた行政サービスの強化については、県農林局（PAFO）、郡農林事務所（DAFO）の行政職員が、農家の農業経営や経済状況および課題を農家と共に把握しながら、農家自身が自ら改善点を分析し、自主的に行動を起こしていく内発的行動変容を促すことが重要である。そのため、これら行政職員には、農家の気づきを促し行動変容に繋げるためのファシリテーション能力が高く求められる。しかし、現状では行政職員は、トップダウン的な指導が主体であり、ファシリテーション技術が不十分であり、その知識や重要性の理解に欠けている。本プロジェクトでは、農家への聞き取り調査や高付加価値型農業生産に向けたモデル農家の育成に関する活動をプロジェクト期間初期に着手する計画であり、行政職員自身がファシリテーション技術や農家へのアプローチ手法の改善を早期の段階から理解することで、実情に基づき持続性を意識した活動を共に考える環境を整備する必要がある。

このような認識の下、行政職員に対し、技術を体系的に習得させ、基礎を築く必要があるため、経験豊富なメタファシリテーションの専門家による指導を必要としている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人長期専門家チームと協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の活動を行う。

本業務では、プロジェクト対象地域であるサバナケット県の農林局農業普及協同組合課をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、サバナケット県で直接農家を支援・指導する DAFO 職員、及び DAFO 職員に技術的支援を行う PAFO 職員に対して、ファシリテーション技術の向上のための基礎技術習得を目的とする研修を現地で実施する。また、その実施結果を踏まえて、PAFO ならびに DAFO 職員が農家へのアプローチ方法を改善するための活動プランを策定する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2017年10月下旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ラオス政府作成の関連報告書等を参照し、ラオスの農村地域における農業活動や生活に関する状況について把握する。
- ② 上記①の結果を踏まえ、PAFO/DAFO 職員による農家へのアプローチ方法（特に話し方）について、具体的な手法（事実質問によるメタファシリテーション）を習得するためのメタファシリテーション現地研修計画（案）を作成する。なお、研修の受講対象者となる PAFO/DAFO 職員は計 25 名程度を想定し、現地研修は、座学研修、現場研修、それらの実施に基づく振り返り研修の 3 つを含むものとする。また、これらの研修を通じて基礎が修得できるように、研修実施方法や研修内容のレベルを工夫すること。
- ③ メタファシリテーション現地研修計画（案）、現地業務工程表を含むワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 農村開発部による確認を経た後、JICA ラオス事務所及び日本人長期専門家チームにデータを送付する。

（2）現地業務期間（2017年11月上旬～2017年11月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム及び C/P 機関にワークプランを提出・説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 日本人長期専門家チームとの打合せ及び現地視察を通じて、国内準備期間中に作成したメタファシリテーション現地研修計画（案）を見直し、現地研修の実施内容を決定する。
- ③ 上記②に基づき、PAFO/DAFO 職員を対象としたメタファシリテーション研修を実施する。
- ④ 上記③の結果を基に、PAFO/DAFO 職員のファシリテーション技術向上のためのプロジェクト期間中の活動プランを作成する。活動プランは、現地研修を受講した PAFO/DAFO 職員が、研修受講 3 年後を目途に農家指導においてメタファシリテーション技術を活用できる程度の計画とするが、作成に際しては、日本人長期専門家チームと十分協議しながら実現可能な内容となるよう工夫するものとする。
- ⑤ 上記①～④の内容を含む現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑥ JICA ラオス事務所及び日本人長期専門家チームに現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 11 月下旬)

専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、農村開発部に対して説明・確認を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン (和文・英文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載する。

和文 3 部 : JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チームへ各 1 部

英文 4 部 : JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部

(2) 現地業務結果報告書 (英文)

派遣終了時、英文 4 部 (JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部)。

記載項目は次のとおりとする。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ メタファシリテーション現地研修計画、ならびにファシリテーション技術向上のためのプロジェクト期間中の活動プランを盛り込むこととする。

(3) 専門家業務完了報告書 (和文 3 部)

和文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チームへ各 1 部)。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

記載項目は次のとおりとする。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上での残された課題 (メタファシリテーションと実践や技能習熟にかかるもの)
- ⑤ その他、現地研修等で用いた教材や資料等を参考資料として添付すること。
- ⑥ プロジェクト実施期間中の助言を盛り込むこととする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上してください)。

航空経路は、成田/羽田⇒バンコク⇒ビエンチャン⇒バンコク⇒成田/羽田とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2017年11月5日～11月25日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る専門家チームの構成は次のとおりです。

- ・ チーフアドバイザー／地方行政
- ・ 営農／農業技術
- ・ マーケティング／農家組織
- ・ 業務調整／研修

③ 便宜供与内容

ア) ビエンチャン・サバナケット間移動（往復）

プロジェクトがアレンジします。

イ) 空港送迎

あり

ウ) 宿舎手配

便宜供与あり

エ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

オ) 通訳備上

プロジェクトが必要に応じアレンジします。

カ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトが必要に応じアレンジします。

キ) 執務スペースの提供

サバナケット県農林局内プロジェクトオフィスにおける執務スペースが利用できます（ネット環境完備予定）。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8445）にて配布します。

- ・ プロジェクトパンフレット（案）
- ・ Record of Discussions (R/D)

②本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

- ・ 「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書」 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031610.html>)
- ・ 「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト終了時評価調査報告書」 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12248951.pdf>)

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。（受領と共に右に同意いただいたものとしします。）

- ・ 独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・ 情報セキュリティ管理細則

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② ラオス国内での作業においては、JICA の安全管理措置を遵守するとともに、JICA ラオス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上